

行政評価票の見方について

I 評価票の見方について

II 評価方法

III 評価の目安

I 評価票の見方について

〔長久手市行政評価票：平成23年度業務〕

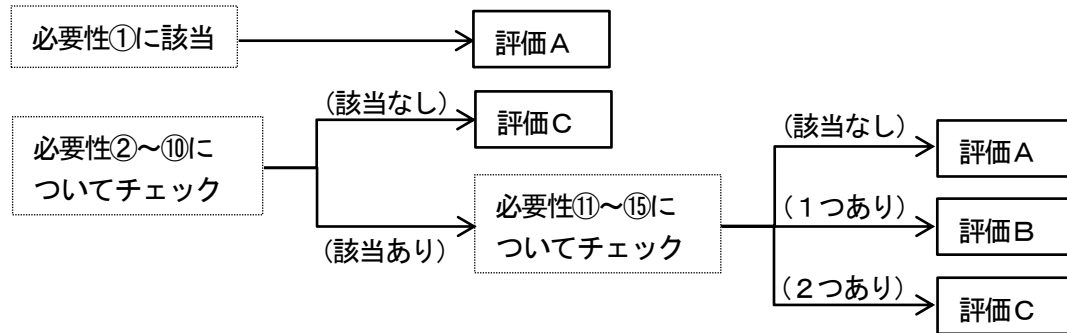
担当課・係名	企画政策課 総合政策係【問合せ先(電話・内線番号) 56-						総合計画に記述がある場合、内容を記載	
第5次総合計画掲載	基本方針 2 リニモでにぎわい交流するまち 基本施策 2-6 快適で便利な交通移動を確保する							
業務の名称	交通体系調整事業(リニモ、バス等)						根拠法令等がある場合記載	
(1)根拠法令・条例	-							
(2)業務期間	開始した年度	-年度	終了(予定)年度	-年度				
(3)事業概要	長久手市の実情に即した輸送サービスの実現に向け、長久手市地域公共交通会議にて、利用実態や利用者満足度の検討など、公共交通全般について協議した。 また、公共交通の利用促進により、車に依存しない交通体系の推進に向けた取り組みを実施した。						国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況 他の市町においても、公共交通に関する協議会等を設け、利用者の利便性向上や利用促進を図っている。 国・県・民間で類似の事業が実施されていれば記述する また、他市町の実施状況など記述する	
(4)業務の目的と指標	①対象(誰、何を対象としているか)		状態を表す指標				単位	
	住民、交通事業者		対象指標	ア 市民	人			
	誰に対して事業を実施するのか、対象者を記載		イ 交通事業者	社				
			ウ					
②手段(どのような事業で)※実施した活動		活動指標	ア 地域公共交通会議開催回数	回				
・地域公共交通会議の開催(公共交通周知広報の検討)			イ ウォーキング開催回数	回				
・県と沿線市によるウーモの利用促進			ウ 夏休みイベント開催回数	回				
・県と協働したエコモビ			エ 公共交通利用者数(リニモ)	人/日				
③意図(対象をどのような状態にしたいか)		成果指標	オ 公共交通利便性向上					
車から公共交通への乗り換え、利便性の高い公共交通体系の実現			カ 公共交通利便性向上					
④成果指標設定の根拠			キ 公共交通利便性向上					
車から公共交通への乗り換え、利便性の結果を指標とした。			ク					
意図した状態をどのような指標で表現するか、指標設定の考え方を記載								
(5)指標の推移	①対象指標		単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	ア	人	-	48,122	48,845	49,430	-	
	イ	社	3	3	3	3	3	
	ウ							
	②活動指標		ア	回	4	5	6	4
	イ	回	12	12	12	12	13	
	ウ	回					20	
	エ	人/日					18,500	
	オ	人/日					2,464	
	カ	人/日	495	435	458	532	495	
	③成果指標		ア	%	25%未満	-	28	30
	イ	%	15	-	12	13.9	15	
ウ								
(6)事業費の推移	事業費	千円		1,826	7,274	2,327	2,359	
	うち 国費	千円						
	県費	千円						
	一般財源	千円			7,275	2,327	2,359	
	受益者負担	千円						
延職員数(臨職)					0.3	-		
(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書き)	概算で、年間職員何人分の業務であるかを記載 ただし、()内は臨時的任用職員の数値							
(8)評価	必要性	A	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第3者にも受益がおよぶ事業への事業					総合評価
	有効性	A						A
	効率性	A						
(9)今後の改善の方針	必要性、有効性、効率性について、別紙評価方法のとおり評価。評価Aを4点、評価Bを3点、評価Cを1点とし、3項目を合計。下記を目安に総合評価とする。 合計12点 総合評価A 現行どおり実施 合計10～11点 総合評価B 事業の進め方の改善 合計7～9点 総合評価C 事業の内容や規模の見直し 合計3～6点 総合評価D 事業の見直し							

行政評価チェックリスト

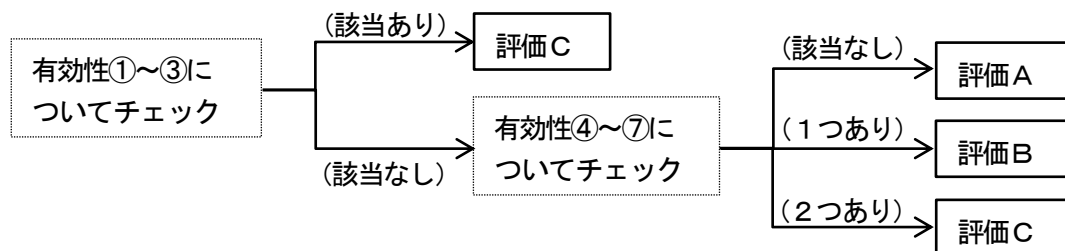
必要性	市が関与することは妥当か		・該当する場合はチェックを入れる ・必要性①～⑩まではもっとも適当なもの1つを、それ以外は当てはまるものすべてに入れる
	①	法律で実施が義務づけられている事業	
	②	受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・業	
	③	住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	☐
	④	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業	☐
	⑤	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業	☐
	⑥	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	☐
	⑦	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業	☐
	⑧	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業	☐
	⑨	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業	☒
	⑩	内部管理事務	☐
	事業内容は適切か		関連項目 該当
	⑪	事業開始時の目的を概ね達成（長年実施している事業、対象者・受益者の増加など）	(2)、(5)① ☐
	⑫	社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し、実施意義が低下している。（目的の設定が現状にあっていない）	(4) ☐
	⑬	対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。（事業実績が前年と比べ低下している事業）	(5)② ☐
	⑭	住民ニーズを上回るサービス提供となっている。（当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業）	(5)② ☐
	⑮	国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。（他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業）	(3) ☐
有効性	重複した事業が実施されていないか		該当
	①	施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	☐
	②	国や県のサービスと重複している	☐
	③	民間のサービスと重複している	☐
	事業の成果はあがっているか		関連項目 該当
	④	施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。（成果実績向上につながる事業方法が他にある）	(4)、(5) ☐
	⑤	市の施策への貢献度が高いとはいえない。（目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している）	(5) ☐
	⑥	事業を継続しても成果の向上が期待できない。（成果指標の実績が前年から向上していない事業）	(5)③ ☐
	⑦	厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4) ☐
	実施主体は適切か		該当
効率性	①	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しない。	☐
	②	民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待できる。	☐
	③	民間事業者、NPO法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。	☐
	コスト改善の余地はあるか		関連項目 該当
	④	人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。（臨時職員の活用などで人件費を下げられる）	(6) ☐
	⑤	業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。（業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる）	(3)、(6) ☐
	⑥	事務改善によりコストを下げる余地がある。（作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける）	(3)、(6) ☐
	⑦	受益者負担に改善の余地がある。（受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない）	(6) ☐

Ⅱ 評価方法

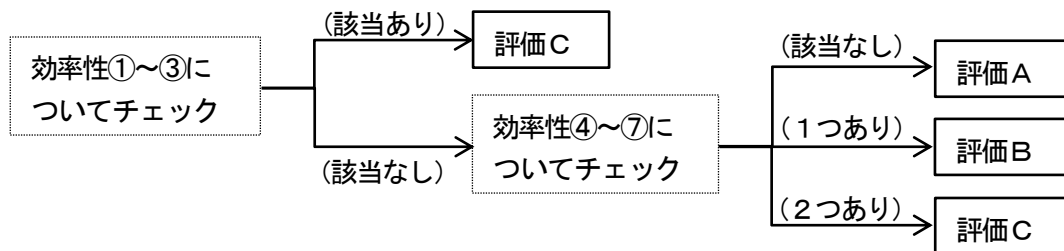
【必要性の評価】・・・行政評価チェックリストの必要性の項目から判断



【有効性の評価】・・・行政評価チェックリストの有効性の項目から判断



【効率性の評価】・・・行政評価チェックリストの効率性の項目から判断



Ⅲ 評価の目安

【項目評価】

項目	評価の視点	評価の目安 ※問題がない場合A評価
必要性	行政が実施することは妥当か、事業内容は適切か	○公共性、生活保障等の観点から行政が実施する必要性がないと評価した事業はC評価 ○社会情勢の変化等により事業目的、事業規模、ターゲット等を改善する必要があると評価した事業はB又はC評価
有効性	事業の重複はないか、成果はあがっているか	○国、県あるいは民間で同様の事業が実施されていると評価した事業はC評価 ○成果の向上が期待できない、成果が事業目的の達成に寄与していないと評価した事業はB又はC評価
効率性	実施主体は適切か、コスト改善の余地はないか	○民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用したほうが効率的に事業を実施できると評価した事業はC評価 ○コスト改善の余地があると評価した事業はB又はC評価

【総合評価】

総合評価は、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の3つの項目について、内部評価結果がすべてAであればA「現行どおり実施」、Bが1つ以上あれば改善が必要と評価しB「事業の進め方の改善」又はC「事業の内容や規模の見直し」、Cが1つ以上あれば見直しが必要と評価しC「事業の内容や規模の見直し」又はD「事業の見直し」としています。